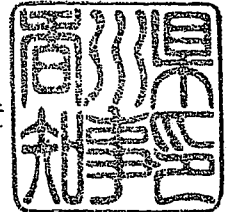


3 水産第 14843-6 号
令和 3 年 9 月 27 日

香川県内水面漁場管理委員会
会長 一見 和彦 様

香川県知事 浜田 恵造



第一種区画漁業等の被免許者の決定について (諮問)

令和 3 年 8 月 30 日付け内水面漁場公示第 1 号をもって内水面漁場計画を公示したところ、下記のとおり免許申請があったので、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 70 条及び第 171 条第 4 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

第一種区画漁業

免許予定番号	公示中の番号	漁業の種類	漁場の位置及び区域(池名)	申請者	
				氏名	住所
201	1	魚類小割式養殖業 〔くろまぐろ養殖業を除く〕	東かがわ市引田 4373 番地 1 (安戸池)	引田漁業 協同組合	東かがわ市引田 2661 番地 44

第二種区画漁業

免許予定番号	公示中の番号	漁業の種類	漁場の位置及び区域(池名)	申請者	
				氏名	住所
173	2	魚類養殖業	仲多度郡多度津町大字山階水附 2296 番地 (白方池)	大森和夫	仲多度郡多度津町北鴨一丁目 2 番 6 号

これまでの審査等の経緯【安戸池・白方池】

1 内水面漁場計画の作成

①②③⇒R3.4.20,22 内水面漁場計画樹立に係る素案の提出

④⇒R3.5.11,12 漁場調査

⑤⇒R3.5.19 内水面漁場計画に係る計画素案について、内水面漁場管理委員会
(以下、「委員会」)へ事前協議

R3.5.24 土地改良課へ協議 (R3.6.16 回答、意見なし)

⑥⇒R3.6.1 計画素案に対する利害関係人の意見聴取 (WEB)

⑦⇒R3.6.30 意見の提出なし

⑧⇒R3.7.1 意見聴取結果の公表 (WEB)

⑨⇒R3.7.14 内水面漁場計画案について、委員会へ諮問 (R3.7.8 付け)。

⑩⑪⇒R3.8.24 計画案について、委員会が公聴会を開催。公述人はなく、
計画案について適当である旨の答申を決定 (R3.8.27 付け)。

⑫⇒R3.8.30 : 内水面漁場計画公示 (WEB)

免許申請期間 (R3.9.21 から 9.22 17時まで)

2 漁業の免許及び漁業権行使規則の認可

①⇒R3.9.21 免許申請、漁業権行使規則申請 (公示番号内区第1号のみ)

R3.9.22 免許申請の受付締切。競願なし。

②③⇒R3.10.8 委員会へ「免許の適格性」諮問

④⑤⇒R3.11.1 免許状交付・行使規則認可・県報告示、通知

免許についての適格性

免許の申請が知事にあったときは、委員会の意見を聴いて（漁業法「以下、法」第70条）、申請者の免許についての適格性を検討し、免許する。

適格性のある者からの申請が複数あるときは、「免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者（法第73条）」に免許される（今回該当せず）。

○個別漁業権の適格性（法第72条第1項）

次の各号のいずれにも該当しない者

- ・漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- ・暴力団員等であること。
- ・暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

○団体漁業権の適格性（法第72条第2項第2号）

当該団体漁業権の関係地区（東かがわ市引田）の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合であって、その組合員のうち関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の3分の2以上であるもの。